

第1回幕別町議会臨時会

議事日程

平成27年第1回幕別町議会臨時会
(平成27年5月11日 10時00分 開会・開議)

- 臨時議長の紹介
議員自己紹介
町長挨拶
教育長職務代理者、代表監査委員、農業委員会会長の自己紹介
執行機関幹部職員紹介
開会、開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名（仮議席番号）
2番 藤原 孟 3番 千葉幹雄 4番 高橋健雄
日程第3 選挙第1号 議長の選挙

追加議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 選挙第2号 副議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 常任委員会委員の選任
日程第5 議長の常任委員会委員の辞任
日程第6 広報広聴委員会委員の選任
日程第7 議会運営委員会委員の選任
日程第8 庁舎建設に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第9 選挙第3号 東十勝消防事務組合議会議員の選挙
日程第10 選挙第4号 とちほく広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第11 選挙第5号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙
日程第12 選挙第6号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
日程第13 選挙第7号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程第14 選挙第8号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
日程第15 報告第2号 専決処分した事件の報告について
[損害賠償の額の決定及び和解について]
日程第16 報告第3号 専決処分した事件の報告について
[損害賠償の額の決定及び和解について]
日程第17 承認第2号 専決処分した事件の承認について
[幕別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例]
日程第18 承認第3号 専決処分した事件の承認について
[平成26年度幕別町一般会計補正予算（第11号）]

- 日程第19 承認第4号 専決処分した事件の承認について
[平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)]
- 日程第20 議案第43号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第44号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21の2 議案第44号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第22 議案第45号 平成27年度幕別町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第46号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第47号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第25 議案第48号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25の2 閉会中の継続審査の申し出(広報広聴委員会、議会運営委員会、庁舎建設に関する調査特別委員会)

会議録

平成27年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成27年5月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 高橋平明
代表監査委員 柏本和成 農業委員会会長 谷内雅貴
総務部長 菅野勇次 会計管理者 田井啓一
民生部長 川瀬俊彦 経済部長 田村修一
建設部長 副町長事務取扱 企画室長 伊藤博明
札内支所長 羽磨知成 忠類総合支所長 副町長事務取扱
企画室参事 細澤正典 総務課長 境谷美智子
地域振興課長 原田雅則 糠内出張所長 妹尾 真
町民課長 山岸伸雄 水道課長 須田明彦
商工観光課長 岡田直之 こども課長 杉崎峰之
税務課長 中川輝彦 経済建設課長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。(仮議席番号)
2番 藤原 孟 3番 千葉幹雄 4番 高橋健雄

議事の経過

(平成27年 5月11日 10:00 開会・開議)

[臨時議長の紹介]

○議会事務局長（野坂正美） ご起立願います。おはようございます。

事務局長の野坂です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の野原恵子議員をご紹介します。

野原議員、議長席へお願いいたします。

[臨時議長挨拶]

○臨時議長（野原恵子） ただいま紹介されました野原です。

地方自治法第 107 条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

[議員自己紹介]

○臨時議長（野原恵子） 最初に、本臨時会は一般選挙後、初めての議会になりますので、議員の自己紹介を行います。

藤原議員から仮議席順に自己紹介をお願いいたします。

(議長の声あり)

○臨時議長（野原恵子） 藤原議員。

○1番（藤原 孟） 旭町第1公区に住んでおります藤原孟です。よろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 千葉議員。

○2番（千葉幹雄） 錦町に住んでおります千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 千住280の13に住んでいます高橋健雄と申します。よろしく願いします。

○臨時議長（野原恵子） 乾議員。

○4番（乾 邦廣） 途別の乾邦廣でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 中橋議員。

○5番（中橋友子） 札内桂町に住んでおります中橋友子です。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 芳滝議員。

○6番（芳滝 仁） 札内桂町に住んでおります芳滝仁です。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 東口議員。

○7番（東口隆弘） 忠類元忠類に住んでおります東口隆弘です。よろしくどうぞお願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 若山議員。

○8番（若山和幸） 栄112番地に住んでおります若山和幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 内山議員。

○9番（内山美穂子） 札内北町に住んでいます内山美穂子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 藤谷議員。

- 10 番（藤谷謹至） 忠類元町に住んでおります藤谷謹至と申します。よろしく申し上げます。
- 臨時議長（野原恵子） 寺林議員。
- 11 番（寺林俊幸） 美川に住んでおります寺林俊幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 田口議員。
- 12 番（田口廣之） 日新に住んでいます田口廣之です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 岡本議員。
- 13 番（岡本眞利子） 緑町に住んでおります岡本眞利子でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 臨時議長（野原恵子） 谷口議員。
- 14 番（谷口和弥） 札内暁町に住んでおります谷口和弥です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小川議員。
- 15 番（小川純文） 西猿別に住んでます小川純文と申します。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小田議員。
- 16 番（小田新紀） 札内青葉町に住んでおります小田新紀と申します。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 荒議員。
- 16 番（荒 貴賀） 札内若草町に住んでおります荒貴賀です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小島議員。
- 17 番（小島智恵） 緑町に住んでおります小島智恵と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 板垣議員。
- 18 番（板垣良輔） 札内青葉町に住んでおります板垣良輔と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 最後に私、旭町に住んでおります野原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

[町長挨拶]

- 臨時議長（野原恵子） ここで、町長から挨拶をお願ひいたします。

飯田町長。

- 町長（飯田晴義） おはようございます。お許しをいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

まずもって、議員の皆さん方におかれましては、このたびの幕別町議会議員選挙におきまして、町民の方々の厚い信頼を得て議席を得られましたことを、心よりお喜びを申し上げたいというふうに思っています。

かく言う私も人生 60 年で初めて選挙に立候補させていただきましたけれども、多くの皆さんの町民の負託をいただきまして当選の榮に浴することができました。これもひとえに今申し上げましたように、町民の皆さんを初め、議員の皆さん、数多くの方々の厚いご支持、ご支援のたまものと心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

私は、この選挙期間中を通じまして、まちづくりの基本姿勢として、地方自治の本旨であります住民自治ということについて訴えてまいりました。まちづくりの主役は町民であります。私は町政を担う者といたしまして、町民の皆さんとの対話を重ね、その対話の中から町民の皆さんの願ひ、思いといったものをしっかりと受けとめさせていただき、そしてその思いを町民の皆さんとともに実現してまいりたいというふうに考えております。

また、行政運営を進める中で三つのことについてお約束をしてまいりました。一つについては、まずはスピード感を持って対応すること、二つ目には説明責任をしっかりと果たしていくこと、そして三つ目には法令遵守と公平公正な行政運営を実施していくこととあります。これを職員一同、一丸となって取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、私は、この選挙戦におきまして 23 項目の公約を掲げてまいりましたし、また、今後のまちづ

くりの大きな課題といたしまして、人口減少対策と産業振興、経済の活性化について取り組んでまいりたいということも申し上げてまいりました。

これからのまちづくりに向けて、私は4年間、しっかりとこれらの公約あるいは課題を一つずつ解決してまいりたい、公約を実現してまいりたいというふうに考えております。

議員の皆さんとは、議決機関と執行機関という立場は異にしますが、幕別町を愛する気持ち、町民の幸せを願う気持ちは私は同じであるというふうに考えております。どうぞ議員の皆さん方のご支援、ご支持、そしてご指導を心からお願いを申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

[代表監査委員・農業委員会会長の紹介]

○臨時議長（野原恵子） 次に、代表監査委員、農業委員会会長から、自己紹介をお願いしたいと思います。

柏本代表監査委員からお願いいたします。

○代表監査委員（柏本和成） 札内町に住んでおります柏本和成といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業委員会会長（谷内雅貴） 昨年の改選後、会長職を務めさせていただいております明倫で営農しております谷内雅貴でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） なお、沖田教育長職務代理者は、公務出張のため欠席されております。

[執行機関幹部職員紹介]

○臨時議長（野原恵子） 続きまして、執行機関幹部職員の紹介をお願いいたします。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私、副町長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、執行機関の幹部職員をご紹介申し上げたいと思います。議場の関係上、暫時お待ちいただきたいと思います。

それでは、先に課長職からご紹介を申し上げます。

まず、総務課長、境谷美智子であります。

税務課長、中川輝彦。

糠内出張所長、妹尾真。

企画室参事、細澤正典。

保健課長、合田利信。

町民課長、山岸伸雄。

こども課長、杉崎峰之。

農林課長、川瀬吉治。

経済部参事、廣瀬紀幸。

土地改良課長、坂井康悦。

商工観光課長、岡田直之。

土木課長、湯佐茂雄。

都市施設課長、笹原敏文。

水道課長、須田明彦。

会計課長、阿部麗子。

忠類総合支所地域振興課長、原田雅則。

忠類総合支所保健福祉課長、金田一宏美。

忠類総合支所経済建設課長、天羽徹。

農業委員会事務局長、高橋宏邦。

議会事務局議事課長、萬谷司。

監査委員事務局長、石野郁也。

教育委員会学校教育課長、川瀬康彦。

生涯学習課長、澤部紀博。

幕別学校給食センター所長、坂口惣一郎。

図書館長、林隆則。

東十勝消防事務組合幕別消防署長、佐藤繁。

以上、課長職であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続いて、部長職を紹介申し上げますけれども、暫時お待ちいただきたいと思ひます。

それでは、部長職を紹介申し上げます。

総務部長、菅野勇次。

会計管理者、田井啓一。

札内所長、羽磨知成。

企画室長、伊藤博明。

民生部長、川瀬俊彦。

経済部長、田村修一。

議会事務局長、野坂正美。

教育部長の森範康につきましては、本日欠席をしております。

東十勝消防事務組合消防長、仲上雄治であります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

[開会・開議宣告]

- 臨時議長（野原恵子） ただいまから、平成 27 年第 1 回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 臨時議長（野原恵子） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[仮議席の指名]

- 臨時議長（野原恵子） 日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

[会議録署名議員の指名]

- 臨時議長（野原恵子） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、臨時議長において、2 番藤原議員、3 番千葉議員、4 番高橋議員を指名いたします。

[議長選挙]

- 臨時議長（野原恵子） 日程第 3、選挙第 1 号、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 臨時議長（野原恵子） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、芳滝仁議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました芳滝仁議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました芳滝仁議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された芳滝仁議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選された芳滝仁議員から発言を求められておりますので、これを許します。

芳滝仁議員。

○議長(芳滝 仁) お許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により、不肖私が第 11 代目の幕別町議会議長の要職につかせていただくこととなりました。

まことに身に余る光栄と感激いたすと同時に、その責任の重さを痛感しているところでございます。

もともと浅学非才の私であります。議長として不偏不党、公正かつ円滑な議会運営に全知全能を傾けてまいる所存でございます。

今日、少子高齢化の社会的構造の変化や、ますます厳しくなるであろう財政状況を考えますとき、議会の果たす役割は大きく、より町民の負託に応える議会づくりが求められているものと思っております。住みよいまちづくり、住んでよかったまちづくりに向け、行政と両輪となり、町民にわかりやすい開かれた議会を目指すとともに、町民に信頼される議会運営に努める決意であります。

今後とも、議員各位、そして理事者各位、町民の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長(野原恵子) これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

芳滝議長、議長席にお着き願います。

ここで、暫時休憩いたします。

10:20 休憩

10:22 再開

(議長、議長席に着席)

○議長(芳滝 仁) では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程の追加]

○議長(芳滝 仁) ただいま、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、審議をいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程を追加することに決定いたしました。

[会期の決定]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

[副議長の選挙]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、藤原孟議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました藤原孟議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤原孟議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された藤原孟議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選された藤原孟議員から発言を求められておりますので、これを許します。

藤原議員。

○副議長（藤原 孟） 一言挨拶申し上げます。

ただいま不肖私を幕別町議会の第16代の副議長に議員の皆様方のご推挙をいただきましたことは、まことに光栄に思えます。と同時に、重く受けとめ、身の引き締まる思いであります。

昨年は、議会基本条例が制定され、町民福祉の向上はもちろんでありますが、町民の皆さん方から信頼される議会運営を目指していかなければならないというふうに思っているところであります。

議会運営に当たりましては、初心を忘れることなく、強い志を持って、議長の補佐役としてその職責を果たしてまいりたいと思っております。

今後とも、議員並びに理事者の皆さん、町民の皆さん方のより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

[議席の指定]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定します。

なお、議会運営に関する基準によって、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終番より2番目と定めていますので、申し添えます。

それでは、議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 議席番号と氏名を申し上げます。

1番板垣議員、2番荒議員、3番高橋議員、4番小田議員、5番内山議員、6番若山議員、7番小島議員、8番野原議員、9番田口議員、10番谷口議員、11番小川議員、12番岡本議員、13番寺林議員、14番東口議員、15番千葉議員、16番中橋議員、17番藤谷議員、18番乾議員、19番藤原議員、20番芳滝議員。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） ただいま、朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席に名札を持って着席願います。

暫時休憩いたします。

10:27 休憩

10:28 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩を解きます。

[常任委員会委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） それでは、朗読をいたします。

総務文教常任委員会委員に、1番板垣議員、4番小田議員、8番野原議員、12番岡本議員、13番寺林議員、15番千葉議員、20番芳滝議員、以上7人です。

次に、民生常任委員会委員に、5番内山議員、6番若山議員、10番谷口議員、14番東口議員、16番中橋議員、17番藤谷議員、18番乾議員、以上7人です。

次に、産業建設常任委員会委員に、2番荒議員、3番高橋議員、7番小島議員、9番田口議員、11番小川議員、19番藤原議員、以上6人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読したとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

[議長の常任委員会委員辞任願配付]

○議長（芳滝 仁） ここで、常任委員会委員辞任願配付のため、暫時休憩いたします。

10:30 休憩

10:31 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。

私は、総務文教常任委員会に所属しましたが、議長の職責上、常任委員会委員を辞任いたしたいと思ひ、辞任願を提出いたします。

なお、地方自治法 117 条の規定により、自己の事件に参加することができないため、私は除斥をします。

藤原副議長、議長席に着席願います。

ここで、暫時休憩いたします。

（議長退席）

10:32 休憩

10:33 再開

（副議長、議長席に着席）

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（藤原 孟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、議長の常任委員会委員の辞任を議題といたします。

ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられていること、本会議における可否同数の際の裁決権などを有していることなどから、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任について許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（藤原 孟） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長職を交代いたしますので、暫時休憩します。

10:34 休憩

10:35 再開

（副議長、自席に着席）

（議長、議長席に着席）

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、さきに決定いたしました各常任委員会で会議を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10:36 休憩

10:43 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をいたします。

休憩中、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に寺林議員、副委員長に野原議員。

民生常任委員会委員長に東口議員、副委員長に藤谷議員。

産業建設常任委員会委員長に田口議員、副委員長に小島議員。

以上、報告のとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[広報広聴委員会委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第6、広報広聴委員会委員の選任を行います。

広報広聴委員会委員の選任は、広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 朗読をいたします。

広報広聴委員会委員に、1番板垣議員、2番荒議員、4番小田議員、5番内山議員、6番若山議員、7番小島議員、10番谷口議員、12番岡本議員、14番東口議員、以上9人であります。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読したとおり、広報広聴委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、広報広聴委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、広報広聴委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選等を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10：46 休憩

10：53 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をします。

休憩中、広報広聴委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

広報広聴委員会委員長に谷口議員、副委員長に岡本議員。

以上、報告のとおり、広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 朗読をいたします。

議会運営委員会委員に、8番野原議員、9番田口議員、10番谷口議員、11番小川議員、13番寺林議員、14番東口議員、15番千葉議員、16番中橋議員、以上8人です。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読したとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選等を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10：55 休憩

11：02 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をします。

休憩中、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に中橋議員、副委員長に小川議員。

以上、報告のとおり、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11：03 休憩

11：15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[特別委員会の設置、委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第8、庁舎建設に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、前期に引き続き新庁舎の建設等に関する審査を行うため、庁舎建設に関する調査特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

よって、庁舎建設に関する調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置しました庁舎建設に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

庁舎建設に関する調査特別委員会委員に、議長を除く議員の全員19名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く議員の全員 19 人を庁舎建設に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

庁舎建設に関する調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選等を行ってください。
委員会開催のため、暫時休憩いたします。

11:16 休憩

11:25 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をします。

休憩中、庁舎建設に関する調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長に千葉議員、副委員長に寺林議員。

以上、報告のとおり、庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[一部事務組合議会議員の選挙]

○議長（芳滝 仁） 日程第 9、選挙第 3 号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から日程第 14、選挙第 8 号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙まで、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 朗読をいたします。

東十勝消防事務組合議会議員に、2 番荒議員、6 番若山議員、12 番岡本議員、以上 3 人です。

次に、とかち広域消防事務組合議会議員に、15 番千葉議員、16 番中橋議員、芳滝議長、以上 3 人です。

次に、南十勝複合事務組合議会議員に、14 番東口議員、17 番藤谷議員、以上 2 人です。

次に、十勝環境複合事務組合議会議員に、芳滝議長、十勝圏複合事務組合議会議員に、芳滝議長、十勝中部広域水道企業団議会議員に、芳滝議長。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読しましたとおり、選挙第 3 号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から選挙第 8 号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙までについて指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しましたとおり、当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が各組合議会議員に当選されました。

[報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第15、報告第2号、専決処分した事件の報告について及び日程第16、報告第3号、専決処分した事件の報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第2号及び報告第3号、専決処分した事件の報告につきまして一括してご説明をさせていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告をするものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第3号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成27年3月23日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成27年1月30日午後4時ごろ、幕別町札内新北町75番地の1、札内北保育所敷地内において、園庭の児童が敷地内に落ちていた木の枝をフェンス越しから外に出して遊んでいたところ、敷地内に駐車していた保護者車両のバックドアに接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、6万318円とするものであります。

2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、保育所担当職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところではあります。今後このような管理者の瑕疵による事故が起きないように、児童への指導及び監督を徹底し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

次に、議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分第7号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について平成27年4月15日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成27年3月15日午前11時30分ころ、幕別町忠類白銀町380番地10地先、町道白銀台線において、車道横断部のU字側溝上を相手方が運転する車両が通過した際に、損傷していた金物ふたがはね上がり、その衝撃により車両下部のセンターベアリングシャフトを破損する事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、13万9,795円とするものであります。

4ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、浦河町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところではあります。今後このような道路管理者の瑕疵による事故が起きないように、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号及び報告第3号を終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第17、承認第2号から日程第20、議案第43号まで及び日程第22、議案第45号の5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、承認第2号から日程第20、議案第43号まで及び日程第22、議案第45号の5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第17、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は5ページ、議案説明資料は1ページをお開きいただきたいと思います。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたものであります。

今回の改正につきましては、平成27年4月1日から適用することとされていた原動機付自転車及び2輪車等に係る税率の引き上げが、平成28年4月1日に1年間延期されたことに伴いまして、附則の一部を改正したものであります。

6ページになりますが、本条例の施行期日についてであります。本改正条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第2号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第18、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成26年度幕別町一般会計補正予算であり、平成27年3月31日付で行ったものであります。

専決処分書の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度幕別町一般会計補正予算（第11号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,419万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ145億3,469万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」であります。

初めに廃止であります、「子ども医療費助成事業」ほか2事業につきましては、いずれも過疎対策事業債のソフト事業であります。

「子ども医療費助成事業」につきましては、平成26年度の国の予算枠に対しまして、全国的に要望額が多く、その配分が減少したところであり、借入額の調整を余儀なくされましたことから、借り入れを行わないこととしたものであります。

次に、「妊婦健康診査費用助成事業」につきましては、忠類地区の事業費が下限額に達しなかったため、廃止するものであります。

次に、「粗飼料生産基盤向上対策事業」につきましては、忠類地区の農業者からの申請がなかったことから廃止するものであります。

次に、変更であります、「定住促進住宅建設費助成事業」ほか7事業につきましては、事業費や補助金の確定等に伴い、起債の限度額を変更するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、16目基金管理費9,990万円の追加でございます。地方交付税等の確定によりまして、その一部を庁舎建設基金に積み立てるものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費104万6,000円の追加でございます。日中一時支援事業委託料であります。春休みにおける既定利用者の利用日数及び利用時間数が増加したこと並びに新規の利用者が増加したことなどにより、予算に不足が見込まれましたことから、所要の費用を追加させていただいたものであります。

7款1項商工費、5目企業誘致対策費1億2,515万6,000円の減額でございます。

19節、21節、いずれも事業費の確定に伴いまして減額するものであります。

14ページになりますが、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費1万4,000円の追加でございます。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

8ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、2目法人609万円の追加、4項1目町たばこ税201万円の追加でございます。

いずれも現年課税分を追加するものであります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税25万5,000円の追加、2項1目自動車重量譲与税1,223

万 4,000 円の減額でございます。

いずれも交付額の確定に伴う補正であります。

以下、3 款から 12 款までにつきましても、交付額の確定に伴う補正でございます。

9 ページになります。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 182 万 6,000 円の減額。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,088 万 6,000 円の追加。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 587 万 9,000 円の追加。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 99 万 6,000 円の追加。

10 ページになりますが、7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 73 万 1,000 円の減額。

8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 716 万 1,000 円の減額。

11 款 1 項 1 目地方交付税 7,710 万 6,000 円の追加でございます。

特別交付税の 3 月分の交付額決定による追加であります。

12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 79 万 6,000 円の減額でございます。

11 ページになります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、8 目工業団地取得資金貸付金元金収入 9,740 万円の減額でございます。

貸付金の確定に伴う減額であります。

5 項 4 目雑入 123 万円の追加でございます。

温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 60 万円の減額。

2 目民生債 670 万円の減額。

3 目衛生債 20 万円の減額。

4 目農林業債 80 万円の減額。

12 ページになりますが、5 目商工債 10 万円の減額。

6 目土木債 10 万円の減額でございます。

地方債補正でもご説明させていただいたところでありますが、事業費の確定等に伴う借入金の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 3 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 19、承認第 4 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第 4 号、専決処分した事件の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であり、平成 27

年3月31日付で行ったものであります。

専決処分書2ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第4号)であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ28万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ11億6,170万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

5ページをごらんいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります。十勝川流域下水道建設事業につきましては、道営事業の事業費の確定に伴い町の負担金が減額となりましたことから、起債の限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費28万6,000円の減額でございます。

町負担金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6ページになりますが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1万4,000円の追加でございます。

負担金の確定に伴う繰入金の追加であります。

7款1項町債、1目都市計画事業債30万円の減額でございます。

負担金の確定に伴う起債額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第4号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

この際、13時まで休憩いたします。

11:48 休憩

13:00 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20、議案第43号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第43号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は7ページ、議案説明資料は3ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成 27 年度の地方税法の一部改正に伴い幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。改正する条例の主なものを申し上げますと、個人住民税においては「住宅ローン減税に係る適用期間の延長」、法人町民税においては「均等割の税率区分基準の見直し」、固定資産税においては「わがまち特例の創設」、軽自動車税におきましては「グリーン化特例の導入」などの改正であります。

議案説明資料の 15 ページ、改正する条例の概要で説明をしたいと思いますので、お開きをいただきたいと思っております。

初めに、個人町民税についての改正であります。

一つ目の改正は、「住宅ローン減税の適用期間の延長」についてであります。条例附則第 7 条の 3 の 2 の改正になります。

住宅ローン減税につきましては、適用期限が現行では平成 29 年 12 月 31 日までとなっておりますものを、平成 31 年 6 月 30 日までの 1 年半延長するものであります。

二つ目の改正は、「ふるさと納税の拡充に伴う申告手続の簡素化」についてであります。条例附則第 9 条及び第 9 条の 2 の改正になります。

ふるさと納税につきましては、平成 28 年度分の個人住民税から現行の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の 1 割から 2 割に拡充するとともに、申告手続を簡素化するものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただきます。

次に、法人町民税についての改正であります。

「均等割の税率区分基準の見直し」についてであります。条例第 31 条の改正になります。

法人税改革の一環として、現在の法人町民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」を基準とするものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただきます。

16 ページになりますが、固定資産税についての改正であります。

一つ目の改正は、「地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」についてであります。条例附則第 10 条の 2 の改正になります。

地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする「地域決定型地方税制特例措置」、いわゆる「わがまち特例」について、高齢者の居住の安定確保に規定する新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期限が 2 年延長された上で、特例が導入されるものであります。

二つ目の改正は、「土地等に係る特例の適用期間の延長」についてであります。条例附則第 11 条から第 13 条の改正になります。

土地等に係る特例につきましては、下落修正や負担調整措置などの適用期間が現行では平成 24 年度から平成 26 年度までとなっておりますものを、平成 27 年度から平成 29 年度まで 3 年間延長するものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただきます。

17 ページになります。

軽自動車税についての改正であります。

「軽自動車税のグリーン化特例の導入」についてであります。条例附則第 16 条の改正になります。

「軽自動車税のグリーン化特例」につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新車を新規取得した 4 輪以上及び 3 輪の軽自動車を対象とするもので、軽自動車の 3 輪については年額 3,900 円を平成 32 年度燃費基準達成車及び平成 27 年度燃費基準プラス 15% 達成車は 3,000 円に、

平成 32 年度燃費基準プラス 20%達成車及び平成 27 年度燃費基準プラス 35%達成車は 2,000 円に、電気自動車等は 1,000 円に、4 輪以上の乗用のもので営業用については年額 6,900 円を平成 32 年度燃費基準達成車は 5,200 円に、平成 32 年度燃費基準プラス 20%達成車は 3,500 円に、電気自動車は 1,800 円に、自家用については年額 1 万 800 円を平成 32 年度燃費基準達成車は 8,100 円に、平成 32 年度燃費基準プラス 20%達成車は 5,400 円に、電気自動車等は 2,700 円に、貨物用のもので営業用については年額 3,800 円を平成 27 年度燃費基準プラス 15%達成車は 2,900 円に、平成 27 年度燃費基準プラス 35%達成車は 1,900 円に、電気自動車等は 1,000 円に、自家用については年額 5,000 円を平成 27 年度燃費基準プラス 15%達成車は 3,800 円に、平成 27 年度燃費基準プラス 35%達成車は 2,500 円に、電気自動車等は 1,300 円に、それぞれ税率を引き下げるものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただいております。

議案書にお戻りをいただきまして、11 ページをごらんいただきたいと思います。

本条例の施行期日についてであります。本改正条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものであります。それぞれの税目の条例改正に係る経過措置につきましては、附則に規定をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 43 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 44 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 44 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 13 ページ、議案説明資料につきましては 18 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 4 月 1 日に施行されたことなどに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

このたびの改正につきましては、大きく 4 点の改正となるものであります。

改正の 1 点目は、課税限度額の引き上げでございますが、基礎課税額の課税限度額を現行の 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の 16 万円から 17 万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行の 14 万円から 16 万円に、それぞれ引き上げるべく改正を行うものであります。

これにより、国保税全体の課税限度額につきましては、現行の 81 万円から 4 万円引き上げとなり、85 万円となるものでございます。

改正の 2 点目、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減後の課税限度額につきましても、ただいまご説明いたしました課税限度額と同様に引き上げを行うものであります。

改正の 3 点目、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行の 24 万 5,000 円から 26 万円に、また、2 割軽減の

対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 45 万円から 47 万円に引き上げを行おうとするものであります。

改正の 4 点目、金融所得課税の一体化に伴う課税方法の見直しについてであります。

条例附則第 11 項ほかの改正であります。個人投資家が税負担に左右されず金融市場に参入できるように、国債を初めとした公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を同じ課税方式とし、互いに損益通算ができるように見直すものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第 2 条第 2 項につきましては、基礎課税額について規定しておりますが、課税限度額を「51 万円」から「52 万円」に引き上げるものであります。

第 2 条第 3 項では、後期高齢者支援金等課税額を規定しておりますが、課税限度額を「16 万円」から「17 万円」に引き上げるものであります。

第 2 条第 4 項は、介護納付金課税額を規定しておりますが、課税限度額を「14 万円」から「16 万円」に引き上げるものであります。

第 26 条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減額に関して規定しておりますが、軽減後の課税限度額について基礎課税額を「51 万円」から「52 万円」に、19 ページになりますが、後期高齢者支援金等課税額を「16 万円」から「17 万円」に、介護納付金課税額に関しては「14 万円」から「16 万円」に引き上げるものであります。

第 26 条第 2 号であります。5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗する金額としている「245,000 円」を「260,000 円」に、同条第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗する金額としている「450,000 円」を「470,000 円」に改めるものであります。

次に、附則における改正であります。附則第 11 項は、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等」と「上場株式等」に係る譲渡所得等の分離課税に改組することに伴う改正であり、同項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改めるものであります。

附則第 12 項は、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設することに伴い、現行規定を削除し、新たな規定を設けるものであります。

20 ページになりますが、附則第 13 項は、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、国債などの特定公社債の利子が対象に追加されることに伴うものであり、見出しを含む同項中「配当所得」を「配当所得等」に改めるものであります。

附則中第 14 項及び第 15 項を削り、21 ページになりますが、第 16 項を第 14 項とし、第 17 項を削り、第 18 項を第 15 項とし、第 19 項を第 16 項とするものであります。

附則第 20 項は、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正であり、同項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 17 項とし、22 ページになりますが、附則中第 21 項を第 18 項とし、第 22 項を削るものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、14 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございます。

附則第 1 項は施行期日を規定したものでありまして、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものであります。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとし、第 1 号は、附則第 20 項の改正規定、これは「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、平成 28 年 1 月 1 日から、第 2 号は、前号を除く附則の改正規定について、平成 29 年 1 月 1 日からとするものであります。

附則第 2 項は適用区分について規定したものでありまして、前項各号に掲げる改正規定を除く、こ

の条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

附則第 3 項は、第 1 項各号に掲げる改正規定に限り、この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

「委員会付託」

○議長（芳滝 仁） 議案第 44 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

13：18 休憩

14：15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配付したとおり、民生常任委員長から付託されました議案第 44 号について審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 21 の 2、議案第 44 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、東口議員。

○14 番（東口隆弘） 朗読をもって報告をさせていただきます。

平成 27 年 5 月 11 日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

民生常任委員長東口隆弘。

民生常任委員会報告書。

平成 27 年 5 月 11 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成 27 年 5 月 11 日（1 日間）

2、審査事件、議案第 44 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過、審査に当たっては、一部改正する条例の内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 44 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

[採決]

○議長（芳滝 仁） 異議ありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芳滝 仁） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（芳滝 仁） 日程第 22、議案第 45 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 45 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,299 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 163 億 9,899 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは初めに、歳出からご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの補正予算につきましては、昨年 4 月からの消費税率の引き上げによる影響を踏まえ、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の二つの給付金の支給を実施しようとするものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 3,839 万 8,000 円の追加でございます。

低所得者に対する負担の緩和をするための臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものであります。

支給対象となる方につきましては、平成 27 年度分市町村民税（均等割）の非課税者であり、支給額は支給対象者 1 人につき 6,000 円であります。ただし、課税者の扶養となっている場合や生活保護の受給者である場合は対象外となるものであります。

補正の内容であります。4 節及び 7 節につきましては、給付事務に対応する臨時職員に係る費用であり、11 節から 14 節までにつきましては、申請書類の郵便料や電算システムの改修費など給付に係る所要の費用を追加するものであります。

19 節につきましては、5,500 人分の給付費であります。

次に、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 1,459 万 4,000 円の追加でございます。

子育て世帯に対する負担を緩和するための臨時的な措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給

するものであります。

支給対象となる方につきましては、平成 27 年 6 月分の児童手当の受給者であり、支給額は支給対象児童 1 人につき 3,000 円であります。ただし、一定の所得要件を超える方、これは児童手当の特例給付の受給者につきましては対象とならないものであります。

補正の内容であります。4 節から 6 ページの 14 節までにつきましては、臨時福祉金給付金同様に給付事務に要する費用の追加であり、19 節につきましては 3,903 人分の給付費であります。

以上で、歳出の説明は終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りいただきたいと思っております。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 5,299 万 2,000 円の追加でございます。

二つの給付金の給付費及び事務費に係る補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 45 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[監査委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第 23、議案第 46 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、乾議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（乾議員退場）

○議長（芳滝 仁） 暫時休憩いたします。

14：23 休憩

14：24 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 46 号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、監査委員乾邦廣氏の任期が平成 27 年 4 月 30 日で満了となりましたので、引き続き同氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 23 ページに記載してありますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。
ここで、除斥議員の入場のため、暫時休憩いたします。

14：25 休憩

(乾議員入場)

14：26 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[副町長の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第 24、議案第 47 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 47 号、副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、高橋平明副町長が 5 月 12 日をもって任期満了となりますことから、その後任として、川瀬俊彦氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 24 ページに記載してありますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

○議長（芳滝 仁） ただいま、私を除く出席議員数は、19 人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙の配付)

○議長（芳滝 仁） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱の点検)

○議長（芳滝 仁） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件を可とする方はマル印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番板垣議員、2 番荒議員、3 番高橋議員、4 番小田議員、5 番内山議員、6 番若山議員、7 番小島議員、8 番野原議員、9 番田口議員、10 番谷口議員、11 番小川議員、12 番岡本議員、13 番寺林議員、14 番東口議員、15 番千葉議員、16 番中橋議員、17 番藤谷議員、18 番乾議員、19 番藤原議員。

以上であります。

(投票)

○議長(芳滝 仁) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(芳滝 仁) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番板垣議員及び2番荒議員を指名いたします。

よって両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(芳滝 仁) 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成19票、反対ゼロ票。

以上のおおりに、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

14:33 休憩

14:34 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩を解いて、再開いたします。

[副町長挨拶]

○議長(芳滝 仁) ここで、ただいま副町長に選任されました川瀬部長より発言を求められておりますので、これを許します。

川瀬部長。

○民生部長(川瀬俊彦) 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいまは副町長の選任についてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

今はその職責の重さを痛感しており、大変な役割を担ったと思って身の引き締まる思いであります。

これからは、飯田町長の補佐役として誠心誠意職務に励んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。これからもよろしくお願い申し上げます。(拍手)

[教育長の任命]

○議長(芳滝 仁) 日程第25、議案第48号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第48号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、幕別町教育委員会教育長に田村修一氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料25ページに記載してありますので、ご参照い

ただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○議長（芳滝 仁） ただいま、私を除く出席議員数は、19 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙の配付）

○議長（芳滝 仁） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（芳滝 仁） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本件を可とする方はマル印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番板垣議員、2 番荒議員、3 番高橋議員、4 番小田議員、5 番内山議員、6 番若山議員、7 番小島議員、8 番野原議員、9 番田口議員、10 番谷口議員、11 番小川議員、12 番岡本議員、13 番寺林議員、14 番東口議員、15 番千葉議員、16 番中橋議員、17 番藤谷議員、18 番乾議員、19 番藤原議員。

以上であります。

（投票）

○議長（芳滝 仁） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（芳滝 仁） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番高橋議員及び 4 番小田議員を指名いたします。よって両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（芳滝 仁） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成 19 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

14 : 44 休憩

○議長（芳滝 仁） 休憩を解いて、再開いたします。

[教育長挨拶]

○議長（芳滝 仁） ここで、ただいま教育長に選任されました田村部長より発言を求められておりますので、これを許します。

田村部長。

○経済部長（田村修一） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼の言葉を申し上げさせていただきますと思います。

ただいまの議案におきまして、教育長任命に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの私の気持ちといたしましては、その職務と職責の重さにただ身の引き締まる思いであります。

飯田新町長におきましては、まちづくりのテーマに子供たちを育ててみたいと思えるまちづくりというものを掲げております。また、基本施策の一つといたしまして、未来を担う人材を育成するまちづくりというふうに言っております。

私といたしましては、教育行政を推進する立場で子供たち、保護者、そのほか多くの町民の方々、また教職員はもとより、さまざまな形で教育にかかわっている人たちのご意見を伺いながら、教育委員会職員と一丸となりまして、この実現に向けて努力してまいり所存でございます。

議員の皆様方におきましても、どうぞご指導、ご鞭撻、ご協力、ご支援くださいますようよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（芳滝 仁） ここで、継続審査の申出書配付のため、暫時休憩いたします。

14 : 47 休憩

14 : 48 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[継続審査申し出]

○議長（芳滝 仁） ただいまお手元に配付したとおり、広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長、庁舎建設に関する調査特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第25の2、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長及び庁舎建設に関する調査特別委員会委員長から所管にかかわる事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管にかかわる事件について、それぞれの期限まで閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、所管にかかわる事件について、それぞれの期限まで、閉会中も継続して審査することに決定いたしました。

[副町長退任挨拶]

○議長（芳滝 仁） ここで、高橋副町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議長のお許しをいただきましたので、私から退任のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

2期8年にわたる副町長としての仕事を、あしたをもって無事に終了することができます。これもひとえに皆さん方のご支援のたまものと感謝を申し上げる次第であります。

一生懸命務めてきたつもりではありますが、皆さん方から見れば、まだまだ本当に足りないところもあったかもしれませんけれども、そこはお許しをいただき、この議会としてこれからもますますご活躍されることを心から祈念をしたいというふうに思います。

町政がかわりまして、飯田町長のもと、また議会も芳滝議長のもと、幕別町の発展のためにこの町と議会がともに手を携えて活発な議論の中で、今後ともこの町政に進んでいくことを心から期待をしている次第であります。

今まで賜りましたご厚情に感謝を申し上げまして、心から皆様に退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成27年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

14:52 閉会